

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町老人福祉センター雁が音苑管理規則第 4 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町老人福祉センター雁が音苑管理規則第 4 条、第 7 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町老人福祉センター雁が音苑管理規則 (許可の取消し)</p> <p>第 4 条 町長は、条例第 12 条の規定に違反したときは、使用許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。ただし、このために使用者に損害を生ずることがあっても町長はその責めを負わない。</p> <p>(社会福祉法人に事業を委託する場合における規定の適用)</p> <p>第 7 条 条例第 4 条の規定により社会福祉法人に事業を委託する場合は、第 3 条及び第 4 条中「町長」とあるのは「所長」と、第 6 条中「所長」とあるのは「条例第 4 条の規定に基づき事業の委託を受けた社会福祉法人の長」と読み替えるものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日